

副本

副本

令和6年(不)第31号

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大阪府



主張書面 2

令和6年10月21日

大阪府労働委員会会長 様

被申立人代理人

弁護士 中 川

元



弁護士 中 川

昂



上記当事者間における頭書事件について、被申立人は下記のとおり主張を行う。

記

貴委員会の令和6年10月3日付求釈明について、以下のとおり釈明する。

1 求釈明1(被申立人に対して)について

(1) 貴委員会の求釈明は、以下のとおりである。

「令和6年3月14日の交渉議事録(乙第6号証) p1「5」の「教育職給料表の2級は教諭の職務の級とされており」との記載について伺います。

教育職給料表で規定されている、職務の級及び職務の級の基準となる職務内容について説明してください。また、そのことを証する書面として、教育職給料表及び職務の級を定めている条例等の該当部分を書証として提出してくだ

さい。」

(2) 以下のとおり、釈明する。

ア 給与は、他の勤務条件と同様、条例で定めなければならない(給与条例主義の原則)(地方公務員法第24条第5項)。また、府費負担教職員の給与についても、大阪府の条例で定めるものとされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条)。

また、給与の基準は職務と責任に応じるものでなければならず(職務給の原則)(地方公務員法第24条第1項)、教育公務員についても同様である(教育公務員特例法第13条第1項)。

イ 被申立人の職員の給与に関する条例について

被申立人は、前述の法の規定に基づき、給与に関し必要な事項を「職員の給与に関する条例」で定めている(乙10(本則のみ証拠として提出))。

同条例は、給料表の種類及び適用範囲について規定しているところ(第3条)、教育職については教育職給料表を置いている(別表第4)(乙11)。

そして、同条例は、職員の職務を、「その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第七)に定めるとおりとする。」と規定している(乙12、同条例第4条第1項)。

ウ 教諭の職務の級について(乙12)

職員の給与に関する条例別表第七「等級別基準職務表」をみると、「六 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表及び「七 小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表」において、教諭の職務の級は2級として規定されている。一方、講師の職務の級は1級として規定されている。

よって、申立人組合の組合員については、いずれも、大阪府が定める職員の給与に関する条例の規定によることとなる(同条例第1条)。

以上